

仕 様 書 (案)

1 委託業務名称

KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会事業に係る波及効果検証等業務

2 履行期間

契約の日から令和3年3月31日（水）まで

3 委託料上限額

金3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 委託料の支払い条件

成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

5 業務内容

- (1) KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会（以下、「実行委員会」という）事業の波及効果検証

ア 波及効果検証方法等の検討

KYOTO STEAM－世界文化交流祭－事業の波及効果検証指標の検討

イ KYOTO STEAM－世界文化交流祭－事業の波及効果検証実施に関する支援

- ・ 波及効果検証指標の定量的・定性的情報の収集・整理
- ・ KYOTO STEAM－世界文化交流祭－事業の波及効果検証の実施及び文化庁実施報告書中の当該部分に係る案の作成

- (2) 実行委員会事務局運営支援業務

ア 実行委員会運営上の資料等作成支援，会議開催に係る支援（会議は年4回程度）

イ 自立した執行体制に向けた組織の在り方等の調査・研究

ウ 次年度以降の本事業計画の深度化の支援

エ 外部資金獲得に向けた支援業務

- ・ 官公庁，民間団体等の補助事業の調査，資料作成支援
- ・ 企業協賛獲得に向けた資料等作成支援

6 成果物

実施報告書（※「5 業務内容」で掲げている資料を取りまとめたもの）

※ 成果物に係る著作権は，KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会に帰属する。

※ 成果物については，紙媒体及び電子データ（Word形式等）で提出すること。

7 業務実施条件

業務の実施に当たり，受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 受託候補者選定後の協議によって作成する委託仕様書に基づき，業務を行う。
- (2) 実行委員会事務局と十分協議し，調査・確認し業務を進めること。
- (3) 各種法令及び基準等を守ること。

8 その他

- (1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は実行委員会に帰属することとし、受託者は実行委員会の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえ、これを定めることとし、もし協議が調わない場合は実行委員会が定めるものとする。